

さが産業ミライ創造ベースと●●●●との連携・協力に関する協定書

さが産業ミライ創造ベース（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、クラウドファンディング、エクイティファイナンス及びデッドファイナンスを通じて資金調達に取り組む県内の企業やスタートアップ等（以下「スタートアップ等」という。）の資金調達を促進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携・協力の下、スタートアップ等による資金調達を推進することで、起業・創業の支援や県内企業等による新事業展開・新分野進出の促進、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) スタートアップ等のクラウドファンディングによる資金調達の促進に関すること。
- (2) スタートアップ等のエクイティファイナンスによる資金調達の促進に関すること。
- (3) スタートアップ等のデットファイナンスによる資金調達の促進に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

（連携・協力事業の負担金及び対象案件）

第3条 前条の事業を推進するため、甲は、予算の範囲内で乙に対して本協定に基づく連携・協力事業負担金（以下「負担金」という。）を支払う。

- 2 前項の負担金の対象案件は、さが産業ミライ創造ベース資金調達促進事業実施要領（以下、「実施要領」という。）「第3 負担金の対象案件」に定めるとおりとする。
- 3 第1項の負担金の額は、実施要領「第4 負担金の額」に定めるとおりとする。

（対象案件の事前確認）

第4条 乙は、前条に該当する対象案件の支援を行い、甲による負担金の支払いを希望する場合は、実施要領「第5 対象案件の事前確認」に基づき、あらかじめ、甲に申出を行うものとする。

- 2 甲は、乙から前項の規定に基づく申出があった場合には、実施要領「第5 対象案件の事前確認」に基づき、確認する。

（負担金の支払い）

第5条 乙は、対象案件についての資金調達が完了し、甲に負担金の支払いを求める場合は、実施要領「第11 負担金の支払い」に基づき、甲に請求する。

- 2 甲は、前項に定める請求があり、その内容が適当と認められる場合には、実施要領に基づき乙に支払いを行うものとする。

（乙の責務）

第6条 乙は、本協定に基づく甲との連携・協力事業の推進に当たって、実施要領に定める各事項を遵守し、地域産業の振興や支援対象たるスタートアップ等の事業の成長・拡大に向け、最大限の支援を行うものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、連携・協力の推進にあたり、各々が知りえた秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 甲及び乙は、受領した秘密情報を甲乙合意の目的以外に使用してはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意がない限り、本協定及びこれに基づく連携・協力事業の関係者で秘密情報を知る必要のある者以外の者及びその他の第三者（以下「情報受領者」という。）に当該情報を開示してはならない。
- 4 甲又は乙は、前項の規定する情報受領者に対して秘密情報を開示する場合、本協定で自己が負う義務と同様の秘密保持義務を当該情報受領者に対し負わせることを条件とする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期限は、 年 月 日から 年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 実施要領に定める事項を遵守しない、又は本協定の条項に違反したとき。
 - (2) 甲への提出書類に虚偽の内容が確認されるなど、ファンドレーザーとして不適切な行為が明らかになったとき。
 - (3) 乙が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していると判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団員又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (4) その他、乙の責めに帰すべき事由により、本協定を継続しがたいと甲が認めたとき
- 2 前項の規定により甲が本協定を解除する場合は、乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名、押印の上、各自1通を保有する。

年　月　日

甲) 佐賀県佐賀市白山 2 丁目 1-12
公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが産業ミライ創造ベース C00 村上 保夫 印

乙) ○○○○
○○○○
○○ ○○○○ 印